

水害時等における相互の応援に関する基本協定

八尾市(以下「甲」という。)と大和川右岸水防事務組合(以下「乙」という。)は、水害時(洪水)等における水防活動の相互応援に関し、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)第23条に定めるところにより次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、洪水に伴う水災防御の実施にあたり、相互応援に必要な事項を定め、被害の拡大を防止することを目的とする。

(本協定の範囲)

第2条 本協定の適用範囲は、甲の水防区域における乙の防御の範囲とする。

(応援の内容)

第3条 甲及び乙は、水防のため必要がある場合において、次の各号に掲げる措置について相手方から要請されたときは、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 水防のために必要となる人的支援、物的支援
- (2) その他必要と認められる業務

(応援の指揮命令)

第4条 応援の場合の指揮命令は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(応援の要請)

第5条 甲及び乙は、第3条に定める応援を相手方に要請する場合は、書面をもって行うものとする。ただし、書面で要請する時間がないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(措置の報告)

第6条 甲及び乙は、相手方から要請を受けた措置を実施した場合は、履行した措置の内容を書面により相手方に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に定める措置の実施に要する費用は当該応援を求めた者が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた甲及び乙が協議して定める。

(本協定の期間)

第8条 本協定の期間は、令和元年6月6日から令和2年3月31日までとする。ただし、甲及び乙から本協定期間満了の1か月前までに申し出がない場合は、本協定期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定の施行に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年6月6日

甲 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市
代表者 市長 山本 桂右

乙 大阪市住吉区遠里小野7丁目8番18号
大和川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 松井 一郎

水害時等における相互の応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 八尾市(以下「甲」という。)と大和川右岸水防事務組合(以下「乙」という。)は、令和元年6月6日に締結した「水害時等における相互の応援に関する基本協定」(以下「本協定」という。)第9条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目において「防御区域」とは、八尾市内に存する乙の水防区域のうち、水防計画に定める防御区域をいう。

(応援の内容)

第3条 本協定第3条に規定する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人的支援、物的支援

ア 人的支援

(ア)乙からの応援要請に基づく甲による人的支援

- ・乙の防御区域における各種水防工法の実施及び水防活動に必要な資機材の運搬

(イ)甲からの応援要請に基づく乙による人的支援

- ・乙の防御区域又は水防倉庫における土のう作成・運搬

イ 物的支援

- ・甲又は乙の水防活動に必要な資機材(土のう袋等)の提供

(2) 前号に定めるもののほか、連絡調整を行うための庁舎の提供、水防団に関する啓発等その他必要と認められる業務

(応援の要請手続き)

第4条 本協定第5条に規定する応援要請の書面については別紙様式1をもって行うものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第5条 本協定第5条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統及び対応表は、別図のとおりとする。

(措置の報告手続き)

第6条 本協定第6条に規定する措置報告の書面については別紙様式2をもって行うものとする。

(費用の負担の内容等)

第7条 本協定第7条第1項に規定する費用のうち、応援職員、水防団長及び、水防団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、各々が加入する地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)または水防団員等公務災害補償条例(昭和42年条例5)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

(その他)

第8条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、令和元年6月6日から適用する。

本実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年6月6日

甲 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市
代表者 市長 山本 桂右

乙 大阪市住吉区遠里小野7丁目8番18号
大和川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 松井 一郎

応援要請書

年 月 日

(要請を受けた者)

様

(要請する者)

水害時における応援要請について

「水害時における相互の応援に関する基本協定」第5条に基づき、次のとおり要請します。

記

1 応援要請を必要とする状況

2 必要とする応援の内容

年月日	必要とする応援の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先		
電話	—	—
FAX	—	—
担当		

※ この書面で要請する時間がないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(要請をした者)

様

(要請を受けた者)

水害時における応援要請について

「水害時における相互の応援に関する基本協定」第6条に基づき、履行した措置の内容を次のとおり報告します。

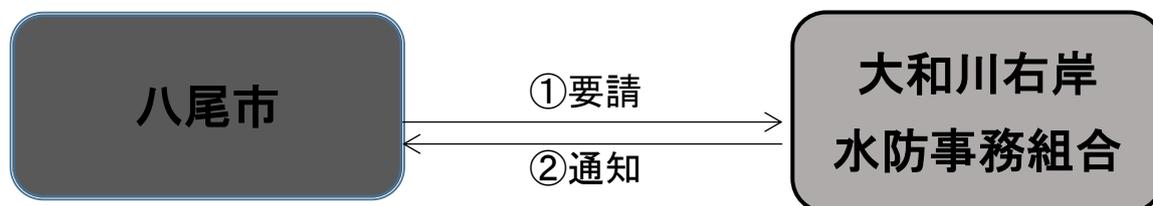
記

年月日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

(問い合わせ先
電話 — —
FAX — —
担当)

応援の要請の連絡系統図

(八尾市が応援を要請する場合)



※実施に際しての具体的協議は八尾市においては八尾市地域防災計画に定める災害対策組織のうち統括グループが実施する。

注) 上記の伝達は TEL もしくは FAX とする。

応援の要請の連絡系統図

(水防事務組合が応援を要請する場合)



※実施に際しての具体的協議は八尾市においては八尾市地域防災計画に定める災害対策組織のうち統括グループが実施する。

注) 上記の伝達は TEL もしくは FAX とする。